

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年1月19日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第4号

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

目次中「第30条の11」を「第30条12」に、「第30条の12」を「第30条の13」に改める。

第6条第1項中「に規定する」を「の規定による」に、「その者」を「申請者」に改め、「審査し、」の右に「申請者に対し審査の結果を文書により通知するものとする。この場合において、当該資格を有しないと認める旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記するものとする。また、」を加える。

第20条の3第1項中「審査し、」の右に「申請者に対し審査の結果を文書により通知するものとする。この場合において、当該資格を有しないと認める旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記するものとする。また、」を加える。

第22条に次のただし書を加える。

ただし、入札者を公募する指名競争入札にあっては、入札を行う前に、次の各号のいずれか又はすべてを公表しない場合において、当該指名競争入札は成立するものとする。

(1) 予定価格

(2) 入札者の数又は商号及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

第7章中第30条の12を第30条の13とする。

第30条の11第1項第6号中「第30条の6第2項」を「第30条の7第2項」に改め、第6章中同条を第30条の12とする。

第30条の10第1項第7号中「第30条の4第1項」を「第30条の5第1項」に改め、同条を第30条の11とする。

第30条の9を第30条の10とする。

第30条の8第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加え、同条を第30条の9とする。

(6) 電子入札システムを使用して契約の手続を行う場合にあっては、その使用に関する

事項

第30条の7第1項の次に次の1項を加え、同条を第30条の8とする。

2 特定調達契約につき書留郵便による入札を行おうとする者は、管理者が定める日時までに、入札書を管理者に提出しなければならない。

第30条の6第1項中「第30条の4第1項」を「第30条の5第1項」に、「第6条又は第20条の3」を「第6条第1項又は第20条の3第1項」に改め、同条第2項中「第6条」を「第6条第1項」に、「第20条の3」を「第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第20条」を「第20条第1項」に改め、同条を第30条の7とする。

第30条の5第1号中「(特例政令第2条第2号に規定する物品等をいう。以下同じ。)」及び「(同条第3号に規定する特定役務をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第30条の6とする。

第30条の4第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条を第30条の5とする。

第30条の3第1項中「24日前」の右に「(最初の契約に係る公告において当該契約以外の契約に係る公告を24日前までに行う旨を公告した場合に限る。)」を加え、同条を第30条の4とする。

第30条の2中「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下「特例政令」という。)の規定が適用される調達契約(以下「」,「」という。)」及び「これらの規定による資格の審査の申請(以下「」を削り、同条を第30条の3とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(競争入札の参加者の資格に関する告示)

第30条の2 管理者は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下「特例政令」という。)の規定が適用される調達契約(以下「特定調達契約」という。)の締結が見込まれる場合に第3条第1項又は第20条第1項の規定による告示をするときは、これらの規定に規定する資格のほか、次に掲げる事項についても、告示するものとする。

- (1) 調達をする物品等(特例政令第2条第2号に規定する物品等をいう。以下同じ。)又は特定役務(同条第3号に規定する特定役務をいう。以下同じ。)の種類
- (2) 当該資格の有効期間及び当該有効期間の更新の手続並びに当該資格に関する文書を入手するための手段

(3) 第5条又は第20条の2の規定による資格の審査の申請（以下「資格審査の申請」という。）の方法

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（上下水道局総務部用度課）